

2025 年度兵庫県立病院 看護師修学資金[返還免除型]被貸与者募集要項

兵庫県立病院（以下「県立病院」という。）では、特に地域偏在や新病院整備等により看護師不足が見込まれる県立病院の看護師確保を図るため、次のとおり 2025 年度の被貸与者を募集します。

なお、被貸与者の決定にあたっては、面接による選考を実施し、被貸与者を決定します。

この制度は、修学資金の貸与を受けた者が、兵庫県立丹波医療センター、兵庫県立淡路医療センターその他県が指定する県立病院（以下「指定県立病院」）の看護師として一定期間勤務した場合、修学資金の返還が免除されるものです。

1 募集人員

45 名程度

2 申請資格

(1) 2025 年度養成施設入学予定者及び現在養成施設に在学している者。

（通信制及び高等学校の高校課程（1 年次～3 年次）は除く）

〔養成施設〕

①保健師助産師看護師法（以下「法」という。）第 20 条第 1 項に規定する学校及び同条第 2 項に規定する助産師養成所

②法第 21 条第 1 項に規定する大学、同条第 2 項に規定する学校及び同条第 3 項に規定する看護師養成所

(2) 養成施設を卒業後、看護師免許を取得し、直ちに指定県立病院に勤務する意思を有していること。

(3) 養成施設を卒業後、看護師免許を取得し、直ちに指定県立病院で勤務する時点の年齢が 60 歳未満であること。

(4) 地方公務員法第 16 条各号に該当しないこと。

3 修学資金貸与額

(1) 貸与額

① 月額 10 万円（年額 120 万円）（2026 年 4 月に採用となる最終学年の新規貸与決定者）

② 月額 5 万円（年額 60 万円）（2027 年 4 月以降に採用となる貸与決定者）

(2) 貸与期間

養成施設における修学年限を貸与期間の上限とする。

（例） 大学（4 年制）の場合：4 年以内

短大（3 年制）の場合：3 年以内

大学（4 年制）に在学している者が大学 3 年生から貸与を受ける場合：2 年以内

4 申請期間

2025 年 2 月 14 日（金）～4 月 10 日（木）15 時

※締め切り直前に申請された場合、15 時までには受付を受信できない可能性がありますので、時間に余裕を持ってお申し込みください。

5 申請方法

(1) 申請システムから申込み

期 間：2025年2月14日（金）～4月10日（木）15時【受信有効】

（申請システムのURLは兵庫県病院局HPで公開します。）

(2) (1)の申込み後、以下①～⑥の書類を郵送にて提出

期 間：2025年2月14日（金）～4月15日（火）【消印有効】

提出先：兵庫県病院局管理課職員班（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1）

その他：提出書類の様式は兵庫県病院局HPからダウンロードできます。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/bk02/ha02_000000032.html

【提出書類】

① 履歴書（※写真を添付すること）

② 申請の日前2ヶ月以内に作成した健康診断書

〔受診機関〕

※大学の保健室のものは受付できません。

※健康診断の受診可否を事前に受診機関に問い合わせしてから受診してください。

〔検査項目〕

別添、身体検査書のとおり

※期限までに健康診断書の提出が難しい場合は、兵庫県病院局管理課職員班までご連絡ください。

③ 養成施設入学後の学業成績証明書

※新1年生は不要

④ 在学する学年を記載した在学証明書

※新1年生は合格通知書の写しでも可。

ただし、在学証明書は入学後に発行でき次第、提出すること。

⑤ 誓約書（様式第2号）

⑥ 修学資金貸与確認表

（参考）合格後に必要な書類

選考試験の合格者には、貸与決定後すぐに保証書（様式第4号の3）と連帯保証人2名の印鑑登録証明書をご提出いただきます。（各々独立の生計を営む成年者の連帯保証人が2名必要となり、申請者と連帯して修学資金の返還債務を負担することになります。）

※原則として、父親・母親で連帯保証人2名というのは受付できません。

※貸与を受ける方が未成年の場合は2名のうち1名を必ず法定代理人（親権者または未成年代理人）としてください。

6 選考試験

① 2025年4月26日（土）（予定）に面接試験による選考を実施します。試験の日時・場所については、4月21日（月）前後に申請者あてにご案内します。申請の際には、確実に案内を受け取れる住所、電話番号、メールアドレスを入力してください。

② また今回の選考試験では、事前に適性検査（web）を実施します。4月10日（木）15時の締め切り後に、申請の際に入力されたメールアドレスに、適性検査のURLをお送りしますので、期限までに受験してください（PC・スマートフォン等から受験）。4月10日（木）中に適性検査受験案内のメールが届かない場合は、11日（金）17時までに兵庫県病院局管理課職員班（078-362-3224またはbyouinkanrika@pref.hyogo.lg.jp）まで必ずご連絡ください。なお、期限までに受験されない場合は、面接試験を受験できませんので、ご注意ください。

7 修学資金の返還免除

貸与を受けた者が養成施設を卒業し、看護師免許を取得後、直ちに指定県立病院で、貸与期間と同期間以上勤務した場合は修学資金の返還を免除します。

ただし、月額 10 万円の貸与を受けた者は、貸与期間の 2 倍の期間以上勤務した場合に返還を免除します。

(※本制度は特に地域偏在や新病院整備による看護師不足を補うことを目的としていますので、採用試験合格後の被貸与者の配属先は希望に添えない場合があります。) ※太字下線

8 修学資金の返還

貸与を受けた者が下記に該当したときは、修学資金を返還していただきます。

- (1) 貸与を受ける者の要件を失ったとき
- (2) 病気やけが等のため修学の見込みがなくなったとき
- (3) 正当な理由なく、留年、停学又は休学の事実が発生したとき
- (4) 貸与の目的が達成できないほど学業成績又は素行が著しく不良であると認められるとき
- (5) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- (6) 養成施設を卒業後、引き続き、指定県立病院に看護師として勤務しないとき
(ただし、一定の事由により返還を猶予する場合があります)
- (7) 貸与を受けた者が修学資金貸与額全額の返還免除を受ける前に、県が指定する県立病院で看護師として勤務しなくなったとき(在職期間に応じ修学資金貸与額の返還を免除します)
- (8) その他修学資金を貸与することが不適当であると認められるとき

9 注意事項

- (1) 修学資金貸与選考試験と兵庫県職員〔看護師等〕採用試験は異なります。今回の選考試験合格者も、採用にあたっては、採用試験を受験し合格する必要があります。
- (2) 貸与を受けた者は、貸与期間中、毎年 8 月頃に開催される被貸与者向け研修(キャリアサポート研修)に原則参加していただきます。
- (3) 別添の病院局看護師修学資金貸与規程等を読み、制度趣旨をご理解いただいた上、お申し込みください。
- (4) 修学資金の返還が必要な場合の例(※原則、一括返還)
 - ① 養成施設在籍中に留年した場合
→留年が判明した月から貸与を停止し、翌月から 3 ヶ月以内に全額返還
 - ② 養成施設卒業後、県が指定する県立病院で勤務しない場合
→入職辞退の翌月から 3 ヶ月以内に全額返還
 - ③ 全額免除までに必要な勤務期間より短い期間で県立病院を退職した場合
→勤務期間に基づき一部返還を免除し、残額を退職月の翌月から 3 ヶ月以内に返還(起算日は退職日より若干異なる)

10 お問い合わせ先

兵庫県病院局管理課職員班

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL : 078-341-7711 (内線 3372)

※詳細につきましては、兵庫県病院局の HP に記載しておりますので、ご覧ください。

(http://web.pref.hyogo.lg.jp/ha02/ha02_000000032.html)

※QR コードはこちら

